

令和8年4月1日

社会福祉法人さかい福祉会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1：計画期間中の男性職員の育児休業取得率を10%以上にする。また、女性職員の取得率100%を維持する。

〈対策〉

- 令和8年4月～育児休業制度について取得ハンドブックを作成、配布し、職員に周知する。
- 令和8年7月～男性の育児休業の取得率を向上させるため、職員における対象者の把握に努める。
- 令和8年9月～管理者等を対象に、育児休業制度や育児休業取得を希望する職員に対するフォローについて研修を実施する。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの時間外労働の合計時間数、1割減を目標とする。

〈対策〉

- 令和8年4月～各拠点の前年度における各月ごとの時間外労働の平均を算出する。
- 令和8年8月～各拠点における問題点の検討及び研修の実施。
- 令和8年10月～各拠点による職員への時間外労働の削減に対する意識啓発を行う。

目標3：リフレッシュ休暇としての有給休暇の取得を継続促進する。

〈対策〉

- 令和8年4月～年次有給休暇の年5日取得義務に加えて、ワークバランスの観点から、年2日の特別有給休暇の付与を行い、連続する休暇を取得する環境を提供し、家族等とともにリフレッシュする機会が持てるよう周知する。